

地域包括支援センタートピックス

きらり

海田町地域包括支援センター（保健センター2階）
☎821-3210 ㊟824-0291

家族介護教室のお知らせ

今年も家族介護教室を開催します。一人でも行えるちょっとした気分転換の仕方や介護技術などを学べる教室です。高齢者の介護をしている方はもちろん、介護や健康について関心のある方ならどなたでも参加できます。

1回のみ参加も可能です。お気軽にお申し付けください！

回	日 程	テーマ	講 師	会 場
1	10月24日(月) 13:30～15:00	タッピングタッチで 簡単リフレッシュ	シャンティ・ハーツ ヨガ療法士 のま まりこ 氏	海田町保健センター2階 保健指導室
2	11月1日(火) 13:30～15:00	心・体・介護に 効く色	カラーフレンズ 色彩コーディネーター 熊本 すなお 氏	海田町保健センター1階 健康増進室
3	11月9日(水) 10:00～13:00	美味しい食事は 元気の源	海田町保健センター 管理栄養士 佐々木 瑞恵	海田公民館2階 実習室
4	11月17日(木) 13:30～15:00	介護技術講習 介護のコツを学ぼう	広島県介護予防研修センター 作業療法士 室賀 ミヨ子 氏	広島県健康福祉 センター(南区) 送迎あり

参 加 費 無料（ただし調理材料費は実費徴収となります。）

定 員 各回20人

締め切り 10月17日(月)

申し込み・問い合わせ 海田町地域包括支援センター（中店8-33 保健センター2階）☎821-3210

福祉の講演会のお知らせ

「学んで活かそう！高齢者の権利擁護」～支え合い助け合い安心生活～

日 時：10月19日(水) 13:30～15:30

場 所：海田町福祉センター
1階多目的ホール



講 師：谷川ひとみ 先生
(谷川社会福祉士事務所)

参加費：無料

社会福祉士、看護師、介護支援専門員等の経験を活かし、独立型社会福祉士事務所を開設。「権利擁護」を柱とした高齢者虐待事例への支援、成年後見制度の普及・啓発や後見人等の受任、研修の講師や専門職の委員等、幅広く社会福祉の分野でご活躍されています。

地域には誰かの支援を必要としながら、自分では「助けてくれ」と声をあげられない人も少なくありません（例えば寝たきりだったり、認知症だったり……）。

特に高齢になることで、虐待や消費者被害に遭う危険も高まります。今回、高齢者の権利を守る社会福祉士として幅広くご活躍の講師をお招きし、みんなが安心して生活するために、誰もが出来る支え合いの方法を学べる講演会を開催します。ぜひご参加ください。

申し込み・問い合わせ

海田町地域包括支援センター ☎821-3210

介護保険 シリーズ JINさんの まるわかり講座 第2回

「サービス利用の手順」 居宅介護支援事業所とケアプラン
地域包括支援センターと介護予防プラン



長寿保険課
☎823-9609

JIN(ジーン)さん
役場の介護支援専門員として、窓口で相談を受けたり、皆さんのお宅を訪問しています。お気軽にご相談を！

要介護認定を受けると、入院中でない場合は自宅や施設で介護保険のサービスを利用することができます。その中でまずは自宅などで利用できる居宅サービスの利用の流れについて説明します。

◆利用の流れ◆

要介護1～5の方	要支援1、2の方
① 居宅介護支援事業所を選び、担当者を決定 ② 担当者とケアプランの作成 ③ 介護サービスの利用開始	① 地域包括支援センターに連絡（☎821-3210） ② 担当者と介護予防プランの作成 ③ 介護予防サービスの利用開始
④ 担当者とサービスについて定期的に相談。必要な際は見直し	

※居宅介護支援事業所には介護支援専門員（ケアマネージャー）、地域包括支援センターには保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士が配置されています。

※居宅介護支援事業所はデイサービスなどのサービス提供事業者との連絡や調整などを行う事業所です。所属する担当ケアマネージャーがケアプランの作成をします。

職場や地域で「認知症」について学ぶ出前講座をご利用できます。お気軽にお問い合わせください。

ポイント1

居宅介護支援事業所に直接連絡して、契約します。

その際は長寿保険課が発行する「海田町周辺の指定居宅介護支援事業所」を参考にしてください。

ポイント2

ケアプランや介護予防プランは、今後の生活の目標や希望を達成するために、必要なサービスの種類や日程などを組み合わせたものです。本人や家族の思いを担当者にしっかり伝えましょう。

担当者は選ぶことも変えることもできますが、まずはお互いで関係を作りあげていきましょう。

高齢者の接種料金を減免します

インフルエンザ 予防接種

今年もインフルエンザの流行シーズンが近づいてきました。

高齢者や慢性疾患患者は、肺炎を併発し重症化しやすいため、予防接種を受けることが大切です。10月15日(土)から各医療機関で接種できますので、体調のよい日を選んで早めに接種しましょう。

※新型インフルエンザ(A/H1N1)は、季節性インフルエンザへ移行しました。そのため、町が行うインフルエンザ予防接種は、高齢者を対象とした予防接種にもどります。

◆減免対象者

- 65歳以上の方
- 60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に一定の障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する方

◆自己負担金：1,000円

ただし、次の方は無料です。

- 町民税非課税世帯で免除証明書をお持ちの方
- 生活保護世帯の方

◆接種時の持参物

- 健康保険証（生活保護世帯の方は被保護者証明書）
- 免除証明書（町民税非課税世帯の方のみ。事前に保健センターへ受け取りにお越しください）
- 予防接種券（町外の医療機関で接種する方のみ。事前に保健センターへ受け取りにお越しください）

◆減免期間

10月15日(土)～平成24年1月31日(火)

◆問い合わせ

保健センター☎823-4418